

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	内容	解釈	決定・改定
1	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消しているため、休業手当月を含めず、5,6月を対象月として定時決定 継続して3か月を超えないため、月変非該当 	① 定時決定（5,6月） * 一時帰休非該当
2	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	4～6月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当月のため、従前等級で定時決定 継続して3か月を超えないため、月変非該当 	① 定時決定（従前等級） * 一時帰休非該当
3	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	4～7月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 4月（休業手当）を起算として7月改定 7月改定のため、定時決定不要 8月（解消）を起算として11月改定 	① 7月改定（一休） ② 11月改定（一休解消）
4	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	5～7月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月を含む平均） 継続して3か月を超えないため、月変非該当 8月（解消）を起算として11月改定 	① 定時決定（4,5,6月（一休）） ② 11月改定（一休解消）
5	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	5～8月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 5月（休業手当）を起算として8月改定 8月改定のため、定時決定不要 9月（解消）を起算として12月改定 	① 8月改定（一休） ② 12月改定（一休解消）
6	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	6～8月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月を含む平均） 継続して3か月を超えないため、月変非該当 9月（解消）を起算として12月改定 	① 定時決定（4,5,6月（一休）） ② 12月改定（一休解消）
7	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	6～12月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 6月（休業手当）を起算として9月改定 9月改定のため、定時決定不要 	① 9月改定（一休）
8	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	7～12月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 通常の定時決定 7月（休業手当）起算として10月改定 	① 定時決定（4,5,6月） ② 10月改定（一休）
9	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	7～8月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 通常の定時決定 継続して3か月を超えないため、月変非該当 	① 定時決定（4,5,6月） * 一時帰休非該当
10	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	4月 休業手当 5月 一旦解消 6～8月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月を含む平均） 継続して3か月を超えないため、月変非該当 9月（解消）を起算として12月改定 	① 定時決定（4,5,6月（一休）） ② 12月改定（一休解消）
11	○	○	○	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	4月 休業手当 5月 一旦解消 6月～ 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 4月（休業手当）は継続して3か月を超えないため、月変非該当 6月（休業手当）を起算として9月改定 9月改定のため、定時決定不要 	① 9月改定（一休）

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	内容	解釈	決定・改定
12	○	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	○	○	5月 休業手当 6月 一旦解消 7～9月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月を含む平均） 継続して3か月を超えないため、月変非該当 10月（解消）を起算として1月改定 	① 定時決定（4,5,6月（一休）） ② 1月改定（一休解消）
13	○	●	● 固	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	2～9月 休業手当 3月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> 2月（休業手当）を起算として5月改定 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月の平均） 10月（解消）を起算として1月改定 3月固定的賃金変動は、10月を起算として1月改定 	① 5月改定（一休） ② 定時決定（4,5,6月（一休）） ③ 1月改定（一休解消） ④ 1月改定（固定的賃金変動）
14	●	●	● 固	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	1～7月 休業手当 3月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> 1月（休業手当）を起算として4月改定 7 / 1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月の平均） 8月（解消）を起算として11月改定 3月固定的賃金変動は、8月を起算として11月改定 	① 4月改定（一休） ② 定時決定（4,5,6月（一休）） ③ 11月改定（一休解消） ④ 11月改定（固定的賃金変動）
15	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	1～6月 休業手当 7月 一旦解消 8月～ 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 1月（休業手当）を起算として4月改定 7 / 1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当月のため、従前等級で定時決定 8月（休業手当）を起算として11月改定 	① 4月改定（一休） ② 定時決定（従前等級） ③ 11月改定（一休）
16	○	● 固	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2月 休業手当 2月 固定的賃金変動 3月 一旦解消 4月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 休業手当中の固定的賃金変動のため、3月を起算とした6月改定 7 / 1時点で解消しているため、休業手当月を含めず、5,6月を対象月として定時決定 6月改定理由が固定的賃金変動のため、解消月を起算とした随時改定対象外 	① 6月改定（賃金変動） ② 定時決定（5,6月） * 一時帰休非該当
17	○	○ 固	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2月 固定的賃金変動 3月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> 2月の固定的賃金変動による5月改定 通常の定時決定 5月改定理由が固定的賃金変動のため、解消月を起算とした随時改定対象外 	① 5月改定（賃金変動） ② 定時決定（4,5,6月） * 一時帰休非該当
18	○	○	○	● 固	●	●	●	●	○	○	○	○	○	4～8月 休業手当 4月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> 4月（休業手当）を起算として7月改定 7月改定のため、定時決定不要 9月（解消）を起算として12月改定 4月固定的賃金変動は、9月を起算として12月改定 	① 7月改定（一休） ② 12月改定（一休解消） ③ 12月改定（賃金変動）

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	内容	解釈	決定・改定
19	●	●	● 固	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	1～6月 休業手当 3月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当月のため、従前等級で定時決定 ・7月（解消）を起算として10月改定 ・3月固定的賃金変動は、7月を起算として10月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 定時決定（従前等級） ③ 10月改定（一休解消） ③' 10月改定（賃金変動）
20	●	●	●	● 固	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1～4月 休業手当 4月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・5月（解消）を起算として8月改定 ・4月固定的賃金変動は、5月を起算として8月改定 ・8月改定のため、定時決定不要 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 8月改定（一休解消） ②' 8月改定（賃金変動）
21	○	○	○	○ 固	●	●	●	○	○	○	○	○	○	4月 固定的賃金変動 5～7月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・4月の固定的賃金変動による7月改定 ・7月改定のため、定時決定不要 ・7月改定が固定的賃金変動のため、解消月を起算とした随時改定対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ① 7月改定（賃金変動） <p>*一時帰休非該当</p>
22	○	○	○	● 固	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 休業手当 4月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・休業手当中の固定的賃金変動のため、5月を起算とした8月改定 ・8月改定のため、定時決定不要 ・8月改定が固定的賃金変動のため、解消月を起算とした随時改定対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ① 8月改定（賃金変動） <p>*一時帰休非該当</p>
23	○	○	○	● 固	●	●	○	○	○	○	○	○	○	4～6月 休業手当 4月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当月のため、従前等級で定時決定 ・継続して3か月を超えないため、月変非該当 ・4月固定的賃金変動は、7月を起算として10月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 定時決定（従前等級） ② 10月改定（賃金変動） <p>*一時帰休非該当</p>
24	○	○	○	● 固	●	●	○	○	●	●	●	●	●	4～6月 休業手当 4月 固定的賃金変動 7月 一旦解消 9月～ 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当月のため、従前等級で定時決定 ・継続して3か月を超えないため、月変非該当 ・4月固定的賃金変動は、7月を起算として10月改定 ・9月（休業手当）を起算として12月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 定時決定（従前等級） ② 10月改定（賃金変動） ③ 12月改定（一休）
25	●	●	●	●	○	● 固	●	●	●	●	●	●	○	1～4月 休業手当 5月 一旦解消 6～12月 休業手当 6月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・7/1時点で解消していないため、4,5,6月を対象月として定時決定（休業手当月を含む平均） ・6月固定的賃金変動は、翌1月を起算として4月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 定時決定（4,5,6月（一休）） ③ 4月改定（賃金変動）

項番	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	内容	解釈	決定・改定
26	●	●	●	●	○	● 固	○	●	●	●	●	●	○	1～4月 休業手当 5月 一旦解消 6月 休業手当 6月 固定的賃金変動 7月 一旦解消 8～12月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず、5月を対象月として定時決定 ・休業手当中の固定的賃金変動のため、7月を起算とした10月改定 ・8月（休業手当）を起算として11月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 定時決定（5月） ③ 10月改定（賃金変動） ④ 11月改定（一休）
27	●	●	●	● 固	●	●	○	○	○	○	○	○	○	1～6月 休業手当 4月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当のため、従前等級で定時決定 ・7月（解消）を起算として10月改定 ・休業手当中の固定的賃金変動のため、7月を起算とした10月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 定時決定（従前等級） ③ 10月改定（一休解消） ④ 10月改定（賃金変動）
28	●	●	● 固	●	●	●	○	●	●	●	●	○	○	1～6月 休業手当 3月 固定的賃金変動 7月 一旦解消 8～11月 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・7/1時点で解消しているため、休業手当を含めず決定するが、4,5,6月全てが休業手当のため、従前等級で定時決定 ・休業手当中の固定的賃金変動のため、7月を起算とした10月改定 ・8月（休業手当）を起算として11月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 定時決定（従前等級） ③ 10月改定（賃金変動） ④ 11月改定（一休）
29	●	●	●	●	○ 固	○	○	●	●	●	●	●	●	1～4月 休業手当 5月 一旦解消 5月 固定的賃金変動 8月～ 休業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・5月の固定的賃金変動による8月改定 ・8月改定のため、定時決定不要 ・8月（休業手当）を起算として11月改定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 8月改定（賃金変動） ③ 11月改定（一休）
30	●	●	●	●	○ 固	○	○	○	○	○	○	○	○	1～4月 休業手当 5月 固定的賃金変動	<ul style="list-style-type: none"> ・1月（休業手当）を起算として4月改定 ・5月（解消）を起算として8月改定 ・5月の固定的賃金変動による8月改定 ・8月改定のため、定時決定不要 	<ul style="list-style-type: none"> ① 4月改定（一休） ② 8月改定（一休解消） ③ 8月改定（賃金変動）

この表は、「一時帰休の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び取扱いについて（昭和50年3月29日保険発第25号）」及び「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集（平成29年6月2日事務連絡（一部改正））」をもとに、平成25年5月31日付け事務連絡の別紙2「一時帰休に伴う休業手当等が支払われた場合の標準報酬月額について（事例表）」の項目について解釈したものです。

取扱いに係る具体的な考え方などは、これらの通知や事務連絡をご覧ください。

定時決定

<p>解消の状態</p> <p>7月1日時点で解消していない場合の算定対象月</p> <p>7月1日時点で解消している場合の算出</p>	<p>7月1日の時点で、休業手当等の支払いが行われておらず、その後も休業手当等が支払われる見込みがない場合をいう。</p> <p>休業手当等が支払われた月を含め決定する。</p> <p>例えば、定時決定の対象月である4,5,6月のうち、4,5月は通常の給与の支払を受けて6月のみ一時帰休による休業手当等が支払われた場合には、6月分は休業手当等を含めて報酬月額を算定した上で、4,5,6月の報酬月額を平均して標準報酬月額を決定する。</p> <p>休業手当等を除いて標準報酬月額を決定する。（通常の給与を受けた月における報酬の平均により、標準報酬月額を算出する。）</p> <p>例えば、4,5月に通常の給与を受けて6月に休業手当等を受けた場合、4,5月の報酬の平均を「9月以降において受けるべき報酬」として定時決定を行う。</p> <p>なお、4,5,6月の全てにおいて休業手当等を受けた場合は、休業手当等を含まずに決定又は改定された直近の標準報酬月額により、定時決定を行う。（従前等級）</p> <p>*低額の休職給を受けた場合の保険者算定となり、一時帰休をもって定時決定したものではないため、一時帰休解消後の随時改定には該当しない。</p>
--	--

随時改定

<p>随時改定の対象と起算月</p> <p>解消の状態</p> <p>固定的賃金の変動</p>	<p>固定的賃金が減額される場合で、かつ、その状態が継続して3か月を超える場合に限る。</p> <p>3か月は暦日ではなく、月単位で計算する。</p> <p>例えば、月末締め月末払いの事業所において、一時帰休の開始日を2月10日とした場合は、5月1日をもって「3か月を超える場合」に該当し、2,3,4月の報酬を平均して2等級以上の差が生じていれば、5月以降の標準報酬月額から随時改定する。</p> <p>なお、5月1日時点で一時帰休の状況が解消している場合には、3か月を超えないため、随時改定は行わない。</p> <p>固定的賃金が減額されず、その後も低額な休業手当等が支払われる見込みがない状態をいう。</p> <p>また、低額な休業手当等が支払われないことが明確でなくても、現実に固定的賃金が減額されない状況が継続して3か月を超え、2等級以上の差を生じた場合は、一時帰休が解消したものとして随時改定の対象とする。</p> <p>一時帰休に伴う休業手当等が支払われた月に固定的賃金の変動した場合、その固定的賃金の変動が正確に報酬月額に反映されないため、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなくなった月から起算して3か月の報酬を平均することによって随時改定を行う。</p>
---	---

解消後の随時改定

<p>解消後の随時改定</p>	<p>一時帰休をもって定時決定又は随時改定が行われた後、一時帰休が解消した場合は、通常の報酬の支払いを受けることとなった月から起算して、随時改定に該当するか否かを判断する。</p>
-----------------	--